

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和 7 年度 中九州横断道路大津熊本道路埋蔵文化財発掘調査委託業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 福井 貴規 熊本県熊本市東区西原 1 丁目 1 2 番 1 号
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	熊本県知事
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2 0 , 4 4 6 , 0 0 0 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 令和7年度 中九州横断道路大津熊本道路埋蔵文化財発掘調査委託業務
2. 履 行 場 所 熊本県合志市上庄・揚土・合生・辻久保・野々島・駄飼場地内
3. 随意契約の相手方 名称 熊本県知事
 住所 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 電話 096-383-1111
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
 予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

本業務は、道路等の事業施工前に、当該事業の施工上支障となる文化財包蔵地の存在が判明している場合、又は工事施工中に埋蔵文化財を発見した場合に、文化財保護法の趣旨を尊重し、事前に関係教育委員会と協議を行い、文化財包蔵地の発掘調査を行うものである。

- 2) 当該業務の内容

本業務は、事業施行箇所の埋蔵文化財発掘調査を関係教育委員会に委託して行うものである。

- 3) 随意契約に付する理由

本業務の実施にあたっては、事業実施箇所及びその周辺地域の歴史、風土及び文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。

熊本県は、一定程度の発掘調査体制を有しており、また、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について文化財包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。

以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、熊本市が唯一の契約相手と判断し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、熊本市と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

工務第三課長 池田 敏彦